

13 民間公益活動促進業務規程の案

民間公益活動促進業務規程（案）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規程は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「機構」という。）が、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）第23条及び定款第4条の規定に基づき行う民間公益活動促進業務の実施等に関し、必要な事項を定める。

（定 義）

第2条 この規程において、「民間公益活動促進業務」とは、次に掲げる業務をいう。

- 一 資金分配団体（休眠預金等活用法第19条第2項第3号ロに規定される資金分配団体をいう。以下同じ。）に対し、助成等の実施に必要な資金について助成又は貸付けを行うこと、及び民間公益活動を行う団体（休眠預金等活用法第19条第2項第3号イに規定される民間公益活動を行う団体をいう。以下「実行団体」という。）に対し、民間公益活動の実施に必要な資金の貸付けを行うこと
- 二 休眠預金等活用法第8条に規定される休眠預金等交付金の受入れを行うこと
- 三 民間公益活動の促進に関する調査及び研究を行うこと
- 四 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

第2章 資金分配団体に対する助成

（「優先的に解決すべき社会の諸課題」の決定等）

- 第3条 機構は、民間公益活動の、現場からの意見やニーズについても十分考慮しつつ、我が国が抱える社会の諸課題を把握し、分析した上で、「優先的に解決すべき社会の諸課題」を決定する。
- 2 機構は、前項に基づき決定した「優先的に解決すべき社会の諸課題」に関し、適切な成果目標の設定を含めその解決に向けた全体的な方針を決定し、事業年度ごとに作成する事業計画において明示する。

（資金分配団体の選定）

第4条 資金分配団体の選定は、公募の方法により行う。

(助成の方針)

第5条 機構が行う資金提供は、休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針（平成30年3月30日内閣総理大臣決定。以下「基本方針」という。）に基づき、当分の間は、資金分配団体に対する助成のみとする。

- 2 資金分配団体に対する助成は、着実に社会の諸課題の解決に成果を出すことが見込まれる事業と目標の達成にはリスクが伴うものの実現すれば社会に大きな変革をもたらすような革新的事業とを適切に組み合わせることで社会的成果が最大となるようにあらかじめ資金配分を設定して行う。
- 3 資金分配団体に対する助成の方法は、資金分配団体が策定した、基本方針に規定する包括的な支援プログラムの内容を踏まえて決定する。
- 4 期待された社会的成果が達成できない可能性も想定し、適切なリスク管理を行う。
- 5 社会の諸課題を解決するための革新的手法の開発を促進するため、資金分配団体及び実行団体の創意と工夫が引き出されるように、必要に応じて外部の団体や専門家とも連携しつつ非資金的支援を行う。
- 6 資金分配団体の事業の特性に応じ、民間企業や民間金融機関等からの資金提供を受けることを条件とした支援を行う。

(助成の対象)

第6条 資金分配団体として助成する対象は、次の団体とする。

- 一 機構が決定した「優先的に解決すべき社会の諸課題」の解決に向けて地域ごとに草の根的に事業を展開している実行団体に資金の助成、貸付け又は出資を行う団体
- 二 企業等の他セクターと連携し、斬新で革新的手法により社会の諸課題の解決をめざす新しい企画とその実現の促進のために活動する実行団体に資金の助成、貸付け又は出資を行う団体
- 三 社会の諸課題の解決をめざす革新的ビジネスモデルの企画と実現の促進のために活動する実行団体に資金の助成、貸付け又は出資を行う団体
- 四 緊急災害支援と復旧支援を行う実行団体の要請に応え資金の助成、貸付け又は出資を行う団体

(選定審査の観点)

第7条 機構は、資金分配団体の公募に申請する団体（以下「選定申請団体」という。）の組織についてまず審査し、その上で資金支援と事業実施に係る経営支援等の非資金的支援を一体化した包括的支援プログラムを審査する。

2 組織についての審査の観点は次の通りとする。

- (1) ガバナンス・コンプライアンス体制等は以下に準ずるものであること
 - ① コンプライアンス施策の検討等を行う組織（外部の有識者等も参加するもの。）

- 及びその下に実施等を担う部署が設置されていること
- ② 評議員会及び理事会の運営規則や倫理規程、役員の報酬規程、情報公開規程等、組織の運営を公正に行うための必要な規程が備えられていること
 - ③ 不正行為や利益相反防止のための諸規程が備えられていること。特に不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する旨定められていること
 - ④ 資金分配団体として期待される役割に見合うトップマネージメント体制を備えていること
 - ⑤ 期待された社会的成果が達成されない場合もあり得るという民間公益活動特有のリスクを含め、適切な資金のリスク管理を行うこと（特に、貸付けを行う場合は、貸付金回収計画の策定等適切な債権管理を行うこと）
- (2) 機構から助成、貸付け又は出資により提供を受けた資金の使途についてはその助成、貸付け又は出資に係る資金提供契約（第12条第1項に規定する資金提供契約をいう。）で認められたものに限定し、区分経理を行うとともに帳簿が備え付けられること
- (3) 適正かつ効率的に予算を執行すること
- 3 包括的支援プログラムについての審査の観点は次の通りとする。
- (1) 実行団体を選定するにあたり、当該団体が作成する民間公益活動の実施に関する計画において、達成すべき成果、資金分配団体による支援の出口及び支援の期間等の明示を確認することとしていること
 - (2) 休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みが組み込まれていること
 - (3) 実行団体に対し、事業実施に係る経営支援等の非資金的支援が必要に応じ伴走型で提供することとされていること
 - (4) 包括的支援プログラムを必要に応じ外部の団体等と連携しながら的確に実施するに足りる能力を有していること
- 4 資金分配団体の選定の基準及び評価の観点は、事前に公表することとする。

(優先選定)

第8条 資金分配団体の選定に当たっては、民間公益活動に係る情報を積極的に収集し、助成、貸付け又は出資の対象となりうる民間公益活動の案件を発掘・形成するための調査及び研究を行うこととしている選定申請団体を優先する。

(選定配慮事項)

第9条 機構は、資金分配団体の選定に当たっては、社会的成果の最大化の観点から行うものとする。

2 機構は、社会の諸課題やそれを解決するための手法の多様性に対応できるようにしていく観点から、大都市その他特定の地域に偏らないように配慮するとともに分野別、助成・貸付け・出資別等について配慮するものとする。

(審査の手続)

- 第10条 組織についての審査は、書類審査とし、必要に応じ申請者から説明を求める。
- 2 包括的支援プログラムの審査は、審査会議で行う。
 - 3 審査会議は、外部の専門家、事業部等事務局内の職員で構成する。
 - 4 審査会議では、必要に応じ申請者から説明を求める。
 - 5 審査案件に関し特別の利害関係を有する者は審査会議の審査から除外する等、審査の公正を確保するための必要な措置を講ずる。
 - 6 審査会議は、社会的成果の増大又は資金分配団体における活動の持続可能性等の観点から必要があると認めるときは、機構内外の専門家から指導、助言等を得て包括的支援プログラムを見直すことなどを選定の条件とすることができる。
 - 7 審査会議の審査を経た資金分配団体の決定は、案件に特別の利害関係を有する理事を除いた上で、理事会の決議により行う。

(選定結果の公表等)

- 第11条 選定結果及び選定理由等は公開する。この場合において申請団体の権利その他正当な利益を損なわないようにしなければならない。
- 2 選定されなかった申請団体にその理由を開示するとともに、改善すべき点を可能な限り示すものとする。

(助成金の決定通知および資金提供契約)

- 第12条 機構は、資金分配団体を決定したときは助成金額を申請者に通知するとともに当該団体との間に助成事業の内容、助成金の交付の条件、交付の方法その他必要な事項を定めた契約（以下「資金提供契約」という。）を締結するものとする。
- 2 機構は、前項に定める資金提供契約に基づき、資金分配団体に対し助成金を支払うものとする。

(善管注意義務)

- 第13条 資金提供契約には、資金分配団体はこの規程及び資金提供契約に従い、善良なる管理者の注意をもって選定に係る事業を行わなければならない旨を定めるものとする。

(休眠預金等に係る資金の活用対象の範囲)

- 第14条 機構が資金分配団体に対して助成する資金の活用対象範囲は、資金分配団体が

実行団体に対して行う助成、貸付け又は出資に充当される費用のほか、資金分配団体の事業の実施に係る人件費及び設備備品費、実行団体に対する非資金的支援を提供するため必要な専門性を確保するための経費等休眠預金等に係る資金の活用に当たり資金分配団体において必要となる経費、資金分配団体及び実行団体自らの成果評価の実施に係る経費等で、資金分配団体が事前に明示した達成すべき成果を挙げる上で合理的に必要と認められる範囲内とし、具体的な範囲は機構と資金分配団体との協議を経て個別の資金提供契約において定めるものとする。

- 2 前項において管理的経費は総額の15%を上限とする。
- 3 第1項において、民間公益活動の実施に係る人件費を対象とする場合は、その水準について情報公開されていなければならない。

(助成金の目的外使用の禁止)

第15条 資金分配団体は、機構から受けた助成金を資金提供契約において定める用途以外の用途に使用してはならない。ただし、資金提供契約において費用間流用について定めた場合には、当該定めに基づく費用間流用は妨げられない。

(進捗管理)

第16条 機構は、資金分配団体に対し、資金提供契約に基づき原則として6か月ごとに民間公益活動の進捗状況の報告を求めるとともに、必要に応じ現地調査を行い、進捗管理を行うものとする。

- 2 機構は、前項の報告又は調査の結果等を踏まえ、必要に応じ資金分配団体に対し協力、支援、助言等を行うものとする。

(資金分配団体に対する監督)

第17条 機構は、資金提供契約に基づき資金分配団体における助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、資金分配団体に対し、以下の措置を講ずることとする。

- 一 資金分配団体における助成金を活用した事業又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めること
- 二 機構の職員に資金分配団体の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その事業若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させること
- 2 機構は、前項による措置のほか、資金提供契約に基づき機構が資金分配団体を選定する際に確認した当該資金分配団体における事業の公正かつ的確な遂行を担保するために必要な体制等の整備等の履行を担保するために必要な措置その他助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行を確保するために必要な措置を講ずることができる。

- 3 機構は、この規程に定める機構による資金分配団体に対する監督に準じて、資金分配団体が実行団体を監督するに当たり必要な事項（不正による助成、貸付け又は出資金の返還を含む。）が、資金分配団体の作成する公募要領や、資金分配団体と実行団体の間で締結される資金提供に関する契約に明記されること、当該資金提供に関する契約において、実行団体が資金分配団体の承認を得ることなく費用間流用が可能となる範囲について定められていることを確認するものとする。
- 4 機構は、資金分配団体において休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に遂行されるよう、総務部でこの規程に基づく監督を適正に行う。

（選定の取消し等）

- 第18条 機構は、資金分配団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その選定を取り消し、又は期間を定めて資金分配団体における助成金を活用した事業の全部若しくは一部の停止を求めることができる。
- 一 実行団体に対する助成金の活用による助成、貸付け又は出資（以下「助成等」という。）の事業を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき
 - 二 選定に関し不正の行為があったとき
 - 三 休眠預金等活用法、この規程若しくはこの規程に基づく処分又は資金提供契約に違反したとき
 - 四 前各号に掲げる事由のほか、助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行が困難と認められるとき
- 2 資金分配団体は、前項の規定に基づき事業の全部又は一部の停止を求められたときは、その求めに応じて事業の全部又は一部を停止しなければならない。
- 3 第1項の規定に基づき選定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない団体は、資金分配団体の選定に応募することができない。

（助成金等の返還）

- 第19条 機構は、次の各号の一に該当する助成金がある場合は、期限を定めてその返還を資金分配団体に求めることができる。
- 一 資金分配団体からの助成金の辞退に伴い助成金の交付決定を取り消した場合において既に資金分配団体が交付を受けている助成金
 - 二 資金分配団体の選定を取り消された場合又は助成等の事業の全部若しくは一部を停止された場合において取消し又は停止に係る部分について既に資金分配団体が交付を受けている助成金
- 2 機構は、助成金の返還債務及び弁済期が到来した貸付金に係る返還債務を確実に履行させるための措置を講ずることとし、その措置を資金提供契約に定めることとする。

(加算金及び延滞金)

- 第20条 資金分配団体は、前条第1項第2号の規定により助成金の返還を求められたときは、その請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を機構に納めなければならない。
- 2 資金分配団体は、助成金の返還を求められ、これを納付期日まで納めなかつたときは納付期日の翌日から納付日までの日数に応じてその未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を機構に納めなければならない。
- 3 機構は、前2項においてやむを得ない事情があると認めるとときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 4 前3項に定める事項は、資金提供契約においてもこれを定める。

(資金分配団体の事業の承継)

- 第21条 第18条の規定により選定を取り消された資金分配団体の助成金を活用した事業並びに財産及び負債（機構から受けた助成金の活用による事業に係るものに限る。）は、他の資金分配団体が承継するものとし、やむを得ない場合に限り、機構が承継する。
- 2 前項に定める事項は、資金分配団体の公募要領及び資金提供契約においてもこれを定める。

(不正等の再発防止措置)

- 第22条 機構は、資金分配団体における助成金の流用や不正使用等の事案が明らかになった場合は、当該事案が発生した原因を究明し、再発の防止のための措置を講ずるとともに、その事案の内容等について内閣総理大臣に報告し、公表することとする。
- 2 機構は、資金分配団体における助成金の流用や不正使用等の事案に係る者について、資金提供契約に基づく措置を講ずるほか刑事告発等の必要な措置を講ずることとする。

(事業完了報告)

- 第23条 資金分配団体は、助成事業完了の日から資金提供契約で定める期間内に事業完了報告書を機構に提出するものとする。
- 2 機構は、事業完了報告を受けた場合、監査を行う。
- 3 機構は、事業の適正を期すため、又は事業の評価を行うため、資金提供契約に基づき助成事業の完了の日の属する事業年度の終了後5年を経過するまでの間は、第17条に基づく報告の聴取、立入検査又は監査を行うことができる。
- 4 前2項に規定する監査においては、必要に応じ外部の専門家による第三者監査を行う。

(資金提供契約)

- 第24条 機構は、この規程に定めるもののほか、資金分配団体に対する助成の実施に関し

て必要な事項を、資金分配団体の公募要領に示すとともに、資金分配団体と締結する資金提供契約において定めることとする。

第3章 休眠預金等交付金の受入れ

(休眠預金等交付金の受入れ)

第25条 機構は、別に定める規程により休眠預金等活用法第8条、第21条第1項第3号、第27条第1項及び第2項、第28条、第29条並びに第30条の規定に則して休眠預金等交付金及び運用資金を適切に取り扱うものとする。

2 機構は、休眠預金等交付金を原資とする予算の適正かつ効率的な執行のため、以下の措置を講ずることとする。

- 一 民間公益活動促進業務に必要な経費については、事前に明示した達成すべき成果を挙げる上で真に必要なものに限定すること
- 二 外部監査の実施等により効率性の観点から常に精査し、その使用状況についての情報公開を徹底すること
- 三 予算に執行残が生じることが見込まれる場合にあっては、当該見込額を休眠預金等活用法第29条第1項に規定される運用資金に組み入れること

第4章 民間公益活動の促進に関する調査及び研究

(調査・研究)

第26条 機構は、資金分配団体や実行団体等と連携し、次に掲げる民間公益活動の促進に関する調査及び研究を実施する。

一 民間公益活動の案件を発掘及び形成するための調査及び研究

二 休眠預金等活用制度の改善や資金分配団体や実行団体における効果的な事業の実施に資するための調査及び研究

2 機構は、前項の規定による調査及び研究の実施により得られた情報及びその成果は、調査及び研究に係る者等の権利その他正当な利益を損なわない範囲において、広く公開するものとする。

第5章 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動

(啓発活動・広報活動)

第27条 機構は、資金分配団体や実行団体等と連携し、次に掲げる民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動を実施する。

- 一 休眠預金等活用制度に係る資金の活用状況及び成果等に関する啓発活動及び広報活動
- 二 休眠預金等交付金を原資とする資金を活用して実施する事業であることを示す標識（シンボルマーク）の活用による啓発活動及び広報活動
- 2 資金分配団体及び資金分配団体が助成、貸付け又は出資を行う実行団体は、機構、資金分配団体及び実行団体それぞれの間の資金提供に関する契約に基づき休眠預金等を活用して実施する事業においてシンボルマークを表示するものとする。

第6章 評価

(評価)

第28条 機構は、自らの活動に対する自己評価並びに資金分配団体の成果評価の点検及び検証を行うとともに、制度全体に関する社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの創出という観点を含めた総合的な評価を行う。

- 2 機構が自己評価を行う際には、事前に評価項目及び評価基準を明確かつ具体的に設定するものとする。その際には、測定可能で効果を証明できるアウトカム指標を設定する。
- 3 機構は、必要に応じ、資金分配団体及び実行団体における成果評価等の負担を軽減するため専門家による評価の技術支援又は研修、進捗管理等の評価支援を行う。
- 4 機構は、評価の比較可能性や信頼性を確保するため、基本方針に基づき評価指針を定めるものとする。

第7章 付帯業務

(ICTの活用)

第29条 機構は、資金分配団体及び実行団体の事業の進捗状況、評価結果等をオンラインで収集し、蓄積する仕組みを整備する。

(研修)

第30条 機構は、伴走型支援の担い手を始め民間公益活動促進の人材を育成する

研修を行う。

(国際交流)

第31条 機構は、休眠預金を活用する先進各国の動向を調査するとともに我が国の休眠預金活用制度の成果を世界に向けて発信するため国際交流を行う。

第8章 民間公益活動促進業務の適正を確保するための体制の整備

(評議員会及び理事会の運営)

第32条 機構は、評議員会の運営に関する規程並びに理事会の運営及び理事の職務権限に関する規程を定めるものとする。

2 機構は、評議員会及び理事会の決議に当たっては、前項に定める諸規程に基づき、当該決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事を除いた上で行う。

(監事監査)

第33条 機構は、以下の事項を定める監事及び監事監査に関する規程を定めるものとする。

- 一 監事の職能、権限及び理事等の協力に関する事項
- 二 監事監査に関する事項
- 三 監事の意見陳述その他監事の義務に関する事項
- 四 前各号に定める事項の他監事監査の実施に必要な事項

(倫理及びコンプライアンス)

第34条 機構は、倫理規程及びコンプライアンス規程を定めるものとする。

2 倫理規程には、利益相反又は休眠預金等活用法第20条第1項第6号に該当する事項に関する自己申告制度の運用に関する事項その他不正行為及び利益相反の防止に関する事項を定めるものとする。

3 機構は、倫理規程その他の機構が定める諸規程に従い、役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見、是正を図る。

(職員の服務規律)

第35条 職員の服務・就業に関する遵守事項、風紀・秩序に関する遵守事項、業務権限の私的利用の禁止等の服務に関する規律及び懲戒に関しては就業規則で定めるものとする。

(内部通報)

第36条 機構は、内部通報（ヘルpline）規程を定めるものとする。同規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 通報者の保護に関する事項
- 二 通報等の方法
- 三 通報等に基づく調査等に関する事項
- 四 その他内部通報に関し必要な事項

(リスク管理)

第37条 機構は、リスク管理に関する規程を定めるものとする。同規程には、役職員の責務、緊急事態への対応その他リスク管理に必要な事項を定めるものとする。

(情報の適切な管理及び公開)

第38条 機構は、情報の適切な管理及び公開に関し、情報公開に関する規程及び文書管理に関する規程等を定めるものとする。同規程には、それぞれ次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 情報公開に関する規程 情報公開の方法その他情報公開に関する事項
- 二 文書管理に関する規程 文書の作成、整理及び保管並びに保存期間その他文書管理に関する事項

(個人情報保護等)

第39条 機構は、個人情報保護等に関する規程等を定めるものとする。

第9章 会計等に関する事項

(経理)

第40条 機構は、経理規程を定めるものとする。同規程には、会計区分、帳簿の備付け及び収支予算その他資金の適正かつ効率的な執行のために必要な事項を定めるものとする。

(収支予算書及び収支決算書)

第41条 収支予算書及び収支決算書は資金収支ベースとすることを経理規程に定める。

2 収支決算書については、公認会計士又は監査法人の監査意見を付することを経理規程に定める。

(契 約)

第42条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、原則として、すべて公告して申し込みをさせることにより競争に付すものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、予定価格が少額である場合その他規定で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

第10章 雜 則

(業務の委託)

第43条 機構は、第2条に規定する民間公益活動促進業務について、当該業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、外部の者に委託してこれを行うことができる。

(業務委託契約)

第44条 機構は、業務の実施を委託しようとするときは、受託者と業務委託契約を締結するものとする。

2 前項に基づく業務委託契約の内容その他必要な事項は、別に定めるところによる。

第45条 この規程に定めるもののほか、民間公益活動促進業務の実施に関し必要な事項について理事長が別に定めるものとする。

附 則 この規程は、機構が休眠預金等活用法第20条第1項に基づく内閣総理大臣による指定活用団体としての指定を受けた日から施行する。